



J-クレジット制度について

令和3年1月

近畿経済産業局

経済産業省産業技術環境局環境経済室作成資料に近畿経済産業局が一部加筆しました

- 我が国では、「パリ協定」を踏まえた「地球温暖化対策計画」に基づいて、温室効果ガスの排出を2013年度比で、2030年度までに26%、2050年までに80%の削減を目標に対策を進めてきたところですが、2020年10月26日の菅総理による宣言で、2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことになりました。
- 脱炭素化のためには技術や社会のイノベーションを起こすとともに重要なのが省エネルギーの取組、再生可能エネルギーの主力電源化です。
- J-クレジット制度は「地球温暖化対策計画」等において目標達成のための「分野横断的な施策」として位置づけられており、2013年度の制度開始以降、主要な温室効果ガスであるCO₂の排出削減に貢献しています。
- 近畿経済産業局では、省エネ・再エネ設備の導入を促進するため、同制度でクレジットを創出・活用する企業・自治体等に対して制度利用支援等を実施しているところです。併せて、同制度におけるクレジット需要を開拓するため、各種制度との連携を図りつつ、クレジット制度利用の推進事業を行っています。
- 「おもしろ環境まつり2020」にアクセスいただいた皆様にJ-クレジット制度へご関心をお寄せいただければ幸いです。

J-クレジット制度とは

- 省エネ再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度であり、経済産業省・環境省・農林水産省が運営。
- 本制度により、民間企業・自治体等の省エネ・低炭素投資等を促進し、クレジットの活用で国内の資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指す。



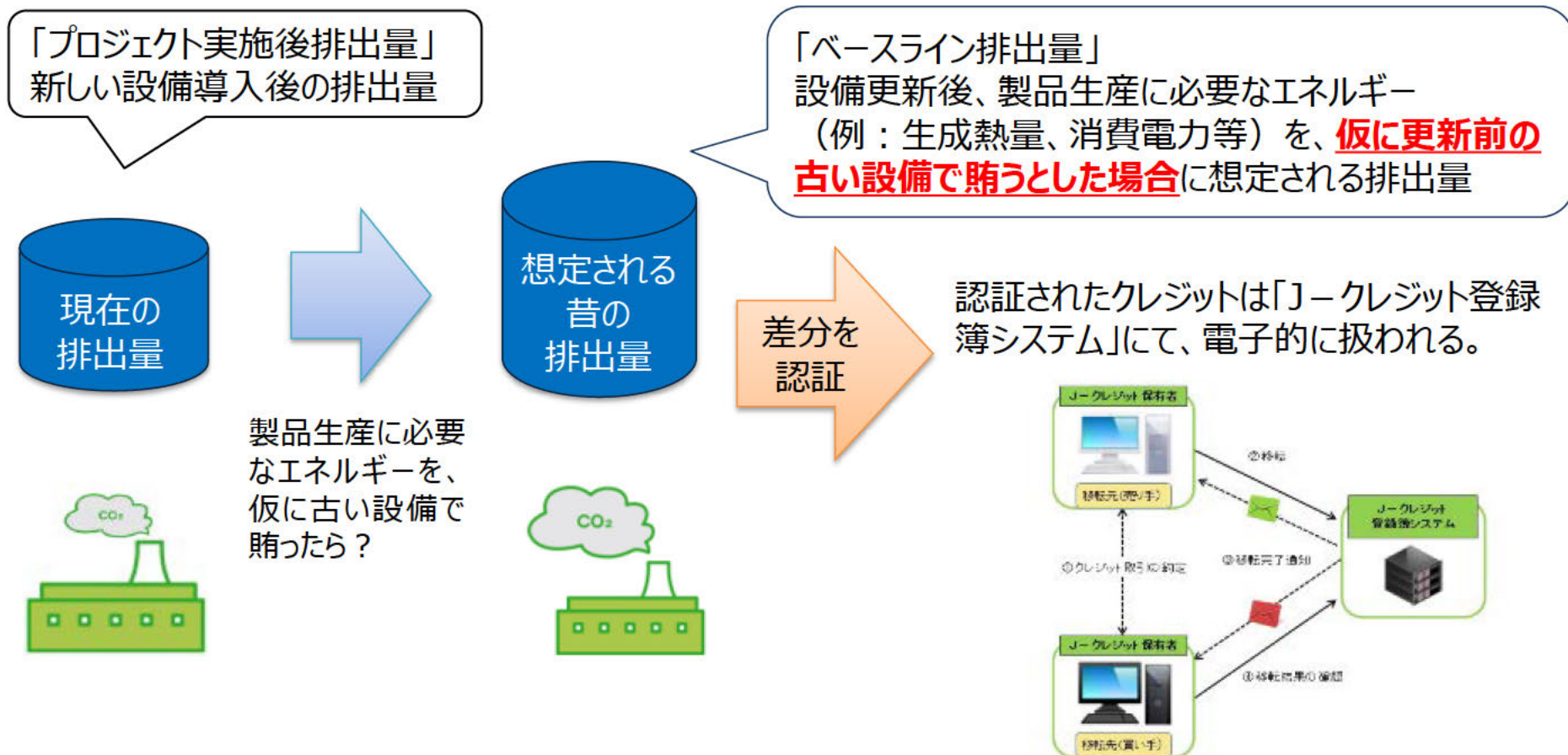
クレジット認証の考え方



ベースライン アンド クレジット

ベースライン排出量(対策を実施しなかった場合の想定CO₂排出量)とプロジェクト実施後排出量との差である排出削減量を「J-クレジット」として認証

- 「プロジェクト実施後排出量」と「ベースライン排出量」の差分である排出削減量を、国が「J-クレジット」として認証する。
- 「ベースライン排出量」とは、仮にプロジェクトを実施しなかった場合に想定されるCO2排出量を指す。



プロジェクト実施者 (クレジット創出者)

① 省エネルギー対策等の実施によるランニングコストの低減効果

省エネ型設備への更新によりランニングコストの低減を図ることができます。

② クレジット売却益

設備投資の一部をクレジットの売却益によって補い、投資費用の回収やさらなる省エネ投資への活用に。ランニングコストの低減もできることから一石二鳥に！

③ 地球温暖化対策への積極的な取組みに対するPR効果

自主的な排出削減や吸収プロジェクトの実施により、温暖化対策に積極的な企業、団体としてのPRに。

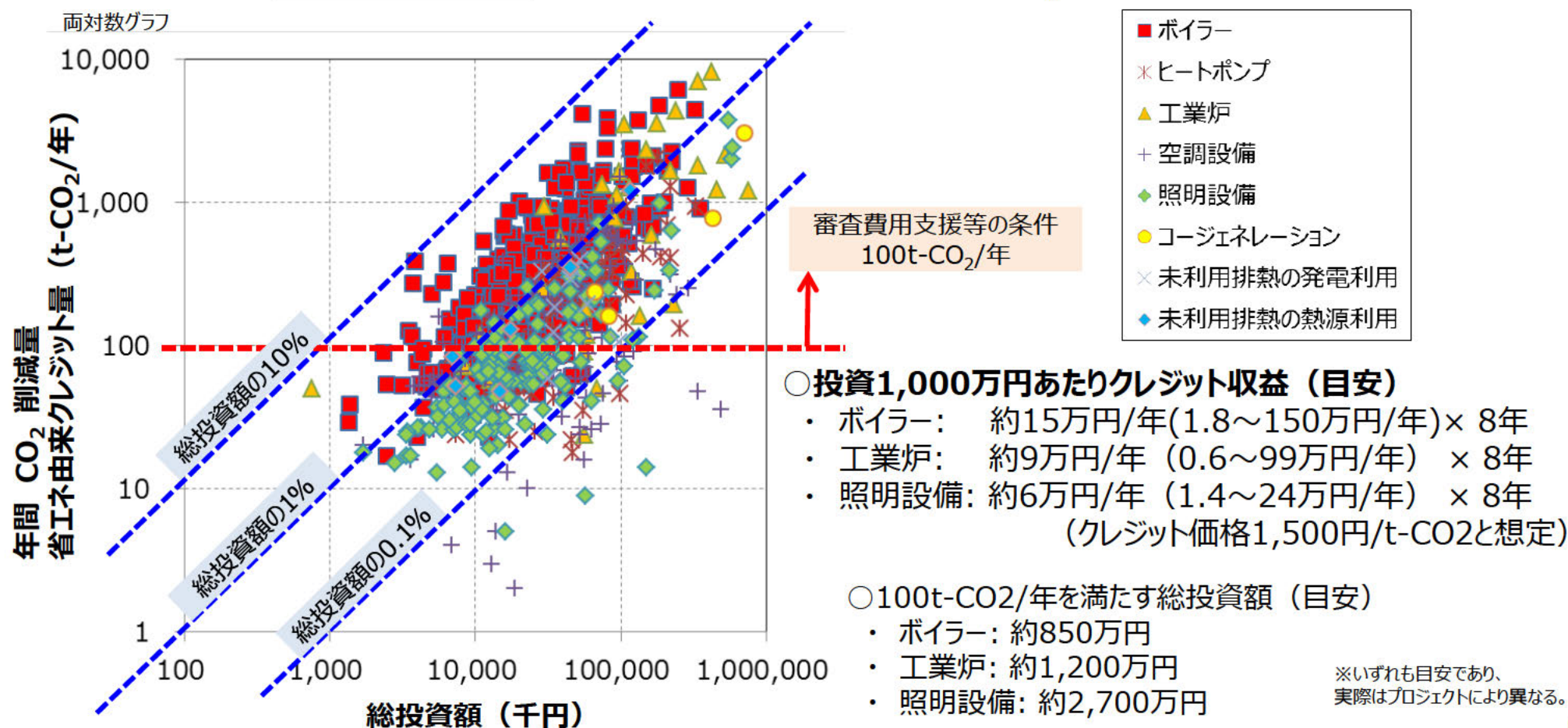
近年、事業戦力において環境は重要な要素。

また、最近では環境に配慮する企業を重視するESG投資が活発であることから、企業の評価アップに。

④ J-クレジット制度に関わる企業や自治体との関係強化

- ・ 制度事務局の支援を受けることができる100t-CO₂/年を満たすためには、総投資額は1,000万円以上が目安
- ・ クレジット収益は総投資額の約1% (10%の収益を上げるケースも)

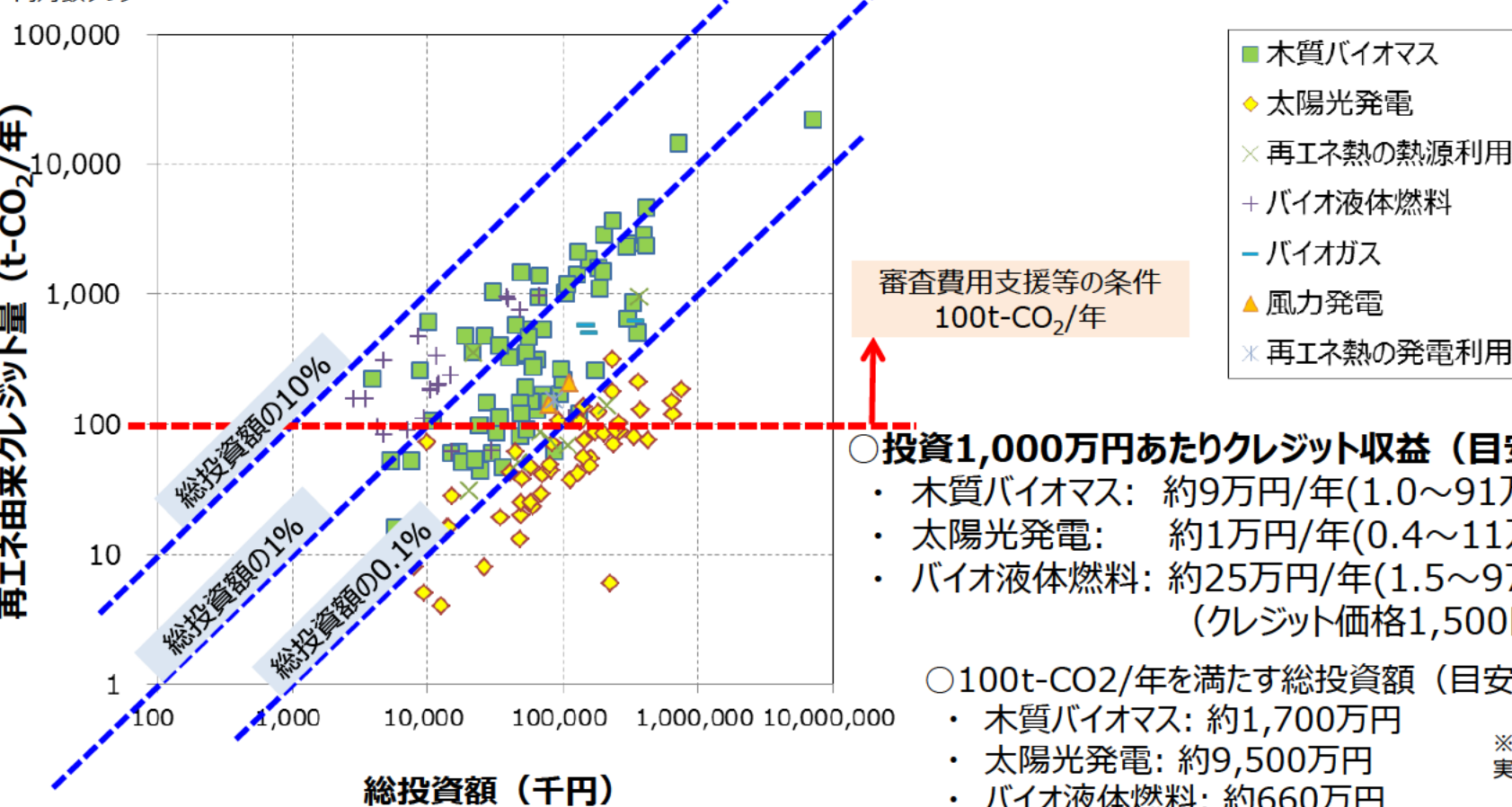
省エネ設備導入における 総投資額 と 年間CO₂削減量



- 制度事務局の支援を受けることができる100t-CO₂/年を満たすためには、総投資額は数千万円～数億円以上が目安。
- クレジット収益は総投資額の約0.1～1% (プロジェクトによりバラつき大)

再エネ設備導入における 総投資額 と 年間CO₂削減量

両対数グラフ



クレジット活用者

① 低炭素社会実行計画の目標達成

1997年の「経団連環境自主行動計画」発表以降、温室効果ガスを削減するために、各業界団体が自主的に削減目標を設定し、その実現のための対策を推進しているもの

② カーボン・オフセット、CSR活動（環境・地域貢献）等

最近ではESG投資等も活発に。温暖化対策や地球環境保護に熱心であると企業のPRへと繋がります！！

地域で創出されたクレジットを地域の事業者が活用すれば、地域や地域の中小企業の応援となり、地域経済の活性化に繋がります！！

③ 温対法の調整後温室効果ガス排出量の報告

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）における電気事業者の排出係数を調整するために利用することができます。調整後の排出係数を低くすることができます。

④ CDP質問書等への活用

気候変動の質問書に排出量に係る質問がありますが、再エネ由来のJ-クレジットの購入量を排出ゼロの再エネ量として報告できます。

CDP：英国に本拠地を置く国際NGO、企業の環境情報の開示に主に取り組む。

⑤ ASSET事業の削減目標達成への利用

ASSET事業：先進対策の効率的実施によるCO2排出量大幅削減事業設備補助事業

⑥ 省エネ法の共同省エネルギー事業の報告

省エネルギープロジェクトによるクレジットを省エネ法の共同省エネルギー事業の報告に利用することができます。

クレジットの創出について

- 様々な排出削減・吸収事業が対象であり、誰でもJ-クレジット創出者の可能性があり
- 多様な事業者が様々な排出削減・吸収事業を登録済み

参加事業者の制限なし

大企業、中小企業、地方自治体、地域コミュニティ、・・・

温室効果ガス排出削減・吸収事業を 既に実施済みでもOK

申請日から遡って2年前以降に実施されたものが対象

設備導入（新規/更新）のために国または 地方自治体から補助金を受けていてもOK

設備導入の際に他の補助金を受けていても対象
（一部例外あり）

排出削減・吸収事業の認証対象期間は 8年間

様々な設備（新規/更新）や事業が対象

分類	対象となる設備や事業 （一部抜粋）
省エネルギー	ボイラー
	照明設備
	空調設備
	ヒートポンプ
	コジェネレーション
	工業炉
再生可能 エネルギー	木質バイオマス
	太陽光発電
	バイオ液体燃料
廃棄物	食品廃棄物等の堆肥化
森林吸収	森林経営活動

クレジット創出のプロジェクト種類 通常型とプログラム型

- プロジェクトの登録形態は「通常型」と「プログラム型」に分かれる。
- 「プログラム型」は削減活動を随時追加することが可能である。

■通常型

つくる人
(実施者)

想定されるプロジェクト登録者
工場や事業所等にて設備更新をする
企業・自治体等

■プログラム型

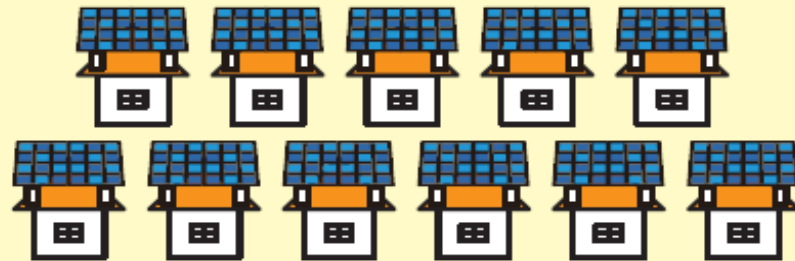
主な方法論：太陽光発電設備の導入、コージェネレーションの導入、
電気自動車の導入など

とりまとめる人(管理者)



つくる人たち(実施者)

団体・組織・委員会など



- ・小さな活動をまとめてひとつのプロジェクトにします。
- ・つくる人たちは随時追加可能です。

想定されるプロジェクト登録者：
燃料供給会社、商店街組合/農協、
設備販売/施工会社、補助金交付主体（自治体等）

クレジット創出の流れと各種サポート

- クレジット創出の際には、制度事務局による様々なサポート（書類作成や費用支援など）あり



国・事務局による支援制度

- 支援対象者・支援条件を満たすことで、支援制度を利用することが可能
- 支援内容は毎年度見直しあり

プロジェクト計画書作成に関する支援

支援対象者	• 中小企業基本法の対象事業者 • 自治体 • 公益法人（一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、医療法人、福祉法人、学校法人等）
支援条件	• 1事業者当たり1方法論につき1回限り • 方法論あたりのCO2削減・吸収見込量が年平均100t-CO2以上の事業であること

審査費用に関する支援

	妥当性確認（プロジェクト登録に関する審査）	検証（クレジット認証に関する審査）
支援対象者	• 中小企業基本法の対象事業者 • 自治体 • 公益法人（一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、医療法人、福祉法人、学校法人等）	
支援回数	• 通常型：1事業につき1年間に2回まで • プログラム型：1運営・管理者につき1年間に1回まで ※ただし、同じ方法論で2回受けることは不可。	• 通常型：1事業につき2年間に1回まで • プログラム型：1事業につき1年間に1回まで
支援条件	• CO2削減・吸収見込量が年平均100t-CO2以上の事業であること	• 認証申請当たりのCO2排出削減・吸収量が100t-CO2以上であること。

※審査費用支援の執行額が予算上限額に達した場合、年度途中で受付を終了する場合あり

- 対象となるプロジェクトは、制度で承認された方法論に基づく必要がある。
- 方法論とは、温室効果ガスを削減する技術や方法ごとに排出削減算定方法やモニタリング方法等を規定したもの。
- 各方法論には適用するための条件があり、全て満たす必要がある。

方法論の分類

●エネルギー分野（EN）

✓省エネルギー等分野（EN-S）

化石燃料の使用を抑えること等によりエネルギー由来CO₂を削減する分野。

✓再生可能エネルギー分野（EN-R）

化石燃料を再生可能エネルギーに代替することによりエネルギー由来CO₂を削減する分野。

●工業プロセス分野（IN）

工業プロセスにおける化学的又は物理的変化により排出される温室効果ガスを削減する分野。

●農業分野（AG）

農業分野において排出される家畜由来又は農地由来の温室効果ガスを削減する分野。

●廃棄物分野（WA）

廃棄物の処理に伴い排出される温室効果ガスを削減する分野。

●森林分野（FO）

森林施業の実施により温室効果ガスを吸収する分野。

《方法論の適用条件例》

ボイラーの導入

条件1	ベースラインのボイラーよりも効率のよいボイラーを導入すること。
条件2	ボイラーで生産した蒸気、温水又は熱媒油の熱の全部又は一部を 自家消費 すること。

太陽光発電設備の導入

条件1	太陽光発電設備を設置すること。
条件2	原則として、太陽光発電設備で発電した電力の全部又は一部を、 自家消費 すること。
条件3	太陽光発電設備で発電した電力が、系統電力等を代替するものであること。

登録の要件

- ① 日本国内で実施されること。
- ② プロジェクト登録を申請した日の2年前の日以降に実施されたものであること。
- ③ 認証対象期間の終了日が、8年を経過する日若しくは2031年3月31日のいずれか早い日を超えないこと。
- ④ 類似制度において、同一内容のプロジェクトが登録されていないこと。
- ⑤ 追加性を有すること。
※ 原則として、設備の投資回収年数が3年以上かどうかで追加性の有無を判断。
- ⑥ 方法論に基づいて実施されること。
- ⑦ 妥当性確認機関による妥当性確認を受けていること。
- ⑧ (吸収プロジェクトのみ) 持続性担保措置を取ること。
- ⑨ その他本制度の定める事項に合致していること。

認証の要件

- ① プロジェクトを実施した結果生じていること。
- ② 排出削減・吸収量が、プロジェクト計画書に従って算定されていること。
- ③ 検証機関による検証を受けていること。
- ④ ②の排出削減・吸収量を算定した期間が、認証対象期間の開始日から8年を経過する日若しくは2031年3月31日のいずれか早い日を超えないこと。
- ⑤ 類似制度において、プロジェクト登録や排出削減・吸収量の認証を受けていないこと。
- ⑥ その他本制度の定める事項に合致していること。

- クレジットの認証対象期間は8年間。
- 8年経過後に改めてベースラインを設定し、それでもクレジットが創出される場合はさらに8年間(最大16年間まで)認証対象期間を延長することができる。

■ ベースラインの「設備」や「燃料種」を想定する方法論
(省エネ方法論・再エネ熱方法論等)

- 8年経過時点の標準的な設備がベースライン
- 検証審査と併せて「プロジェクト計画変更届け」提出

■ 系統電力の代替を行う方法論の場合
(再エネ発電等)

- 認証対象期間を通じて、ベースラインは系統電力
- 「プロジェクト計画変更届け」のみ提出。検証審査不要

現行の認証対象期間 (8年間)が
経過した時点で
ベースラインの見直しを実施

従来の認証対象期間 (8年間)

認証対象延長期間 (8年間)

引き続き排出削減が見込まれる
プロジェクトについてのみ、
認証対象期間の延長が可能

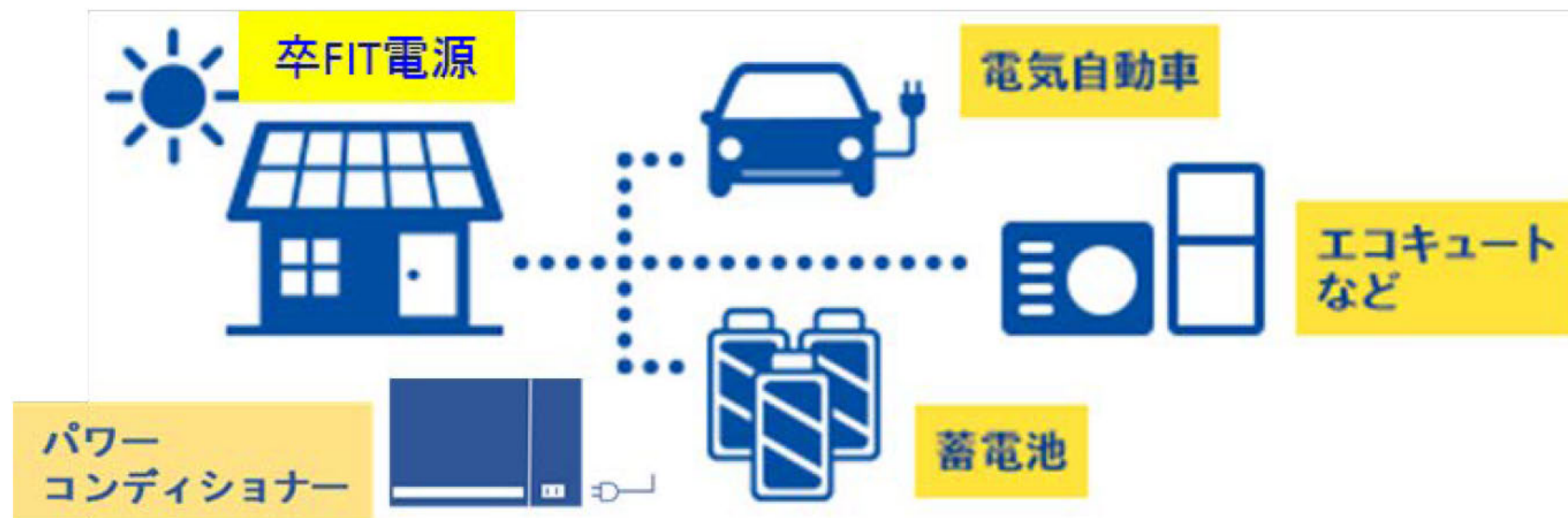
- 買取期間が満了した「卒FIT電源」を含む既設の太陽光発電設備について、追加的な設備投資を行う場合は認証対象になる。
- ただし、認証期間は8年間で、認証対象期間の延長は不可。

■追加的な設備投資の例

- ①出力制御対応機能付きパワーコンディショナー
- ②蓄電池(初期実効容量1.0kWh 以上)
- ③電気自動車(プラグインハイブリッド自動車を含む)
- ④貯湯槽付きヒートポンプ(エコキュート)

※家庭に①～④の追加的な設備投資を実施する場合、追加性の評価を省略することが可能。

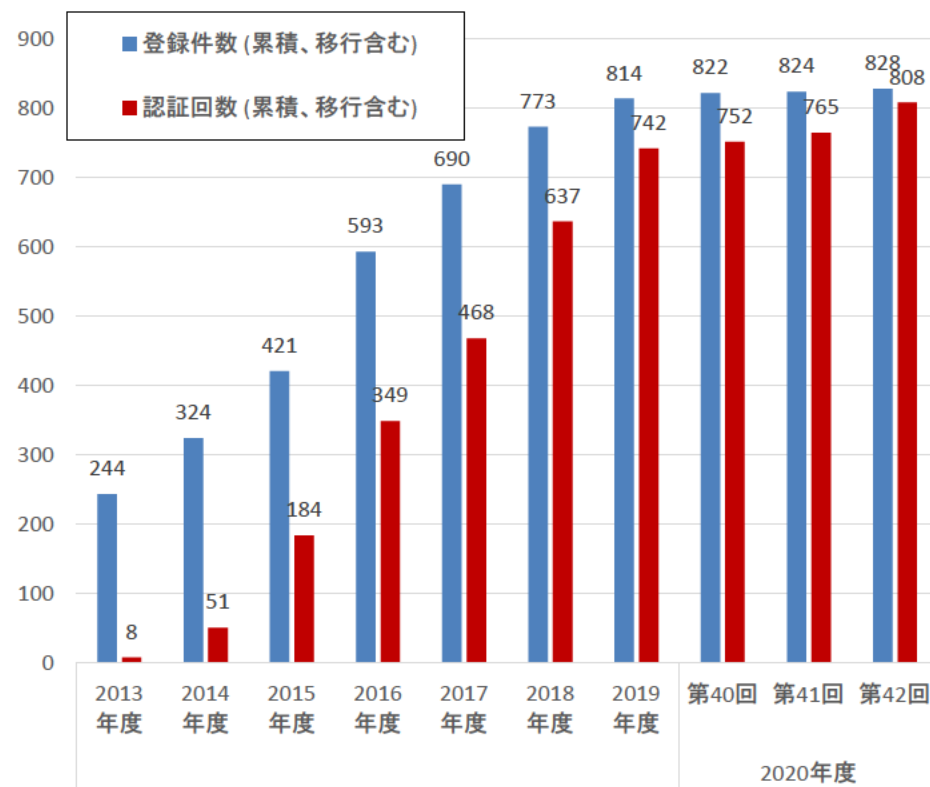
※但し、エコキュートの省エネ効果分も認証する場合は追加性評価が必要。



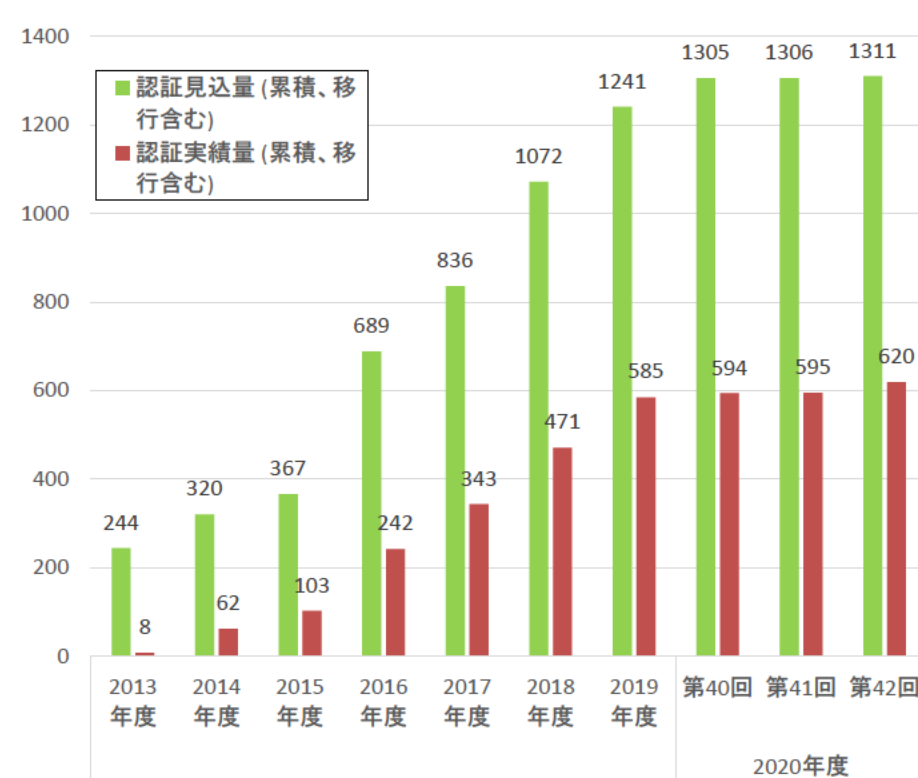
J-クレジット制度 登録件数・認証回数 と 認証見込量・認証量 の状況

- プロジェクトの登録件数は827件で、2030年度までの認証見込量は、1,311万t-CO₂。
- 認証回数は808回で、認証量は約620万t-CO₂

(件、回) プロジェクト登録件数・クレジット認証回数の推移



(万t-CO₂) 認証見込量・認証量の推移

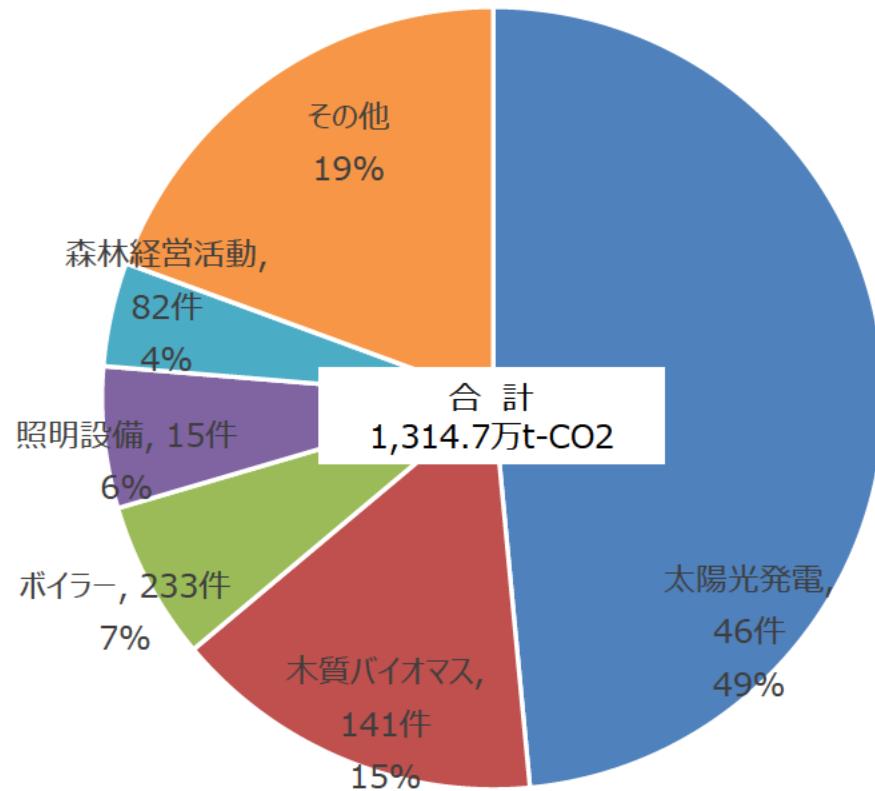


※各グラフの値は旧制度からの移行分を含む。

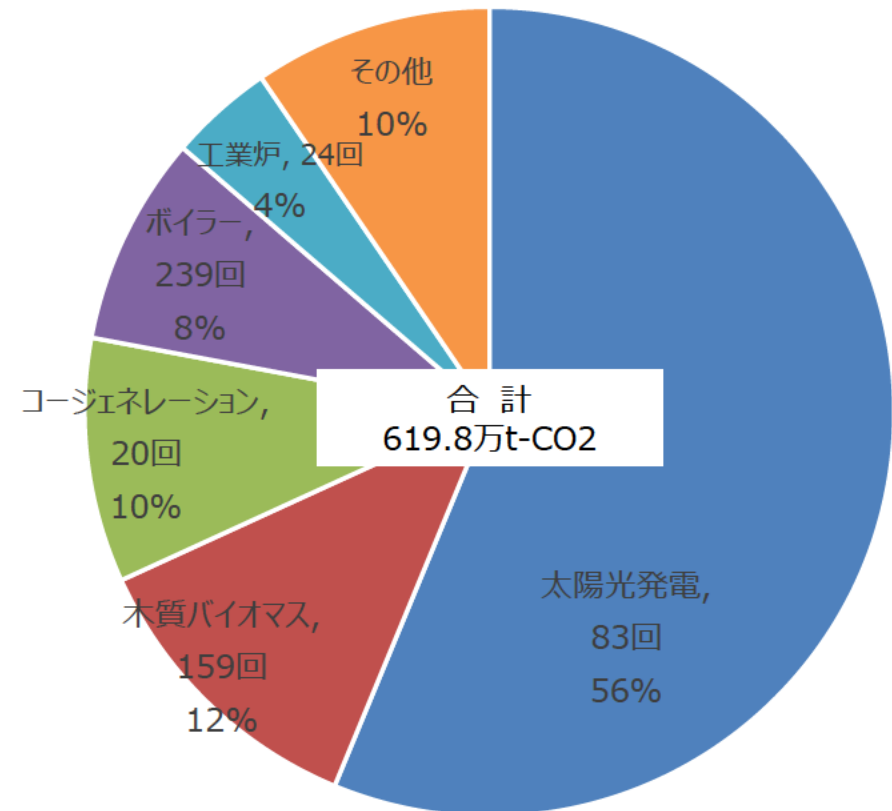
2020年11月17日時点
(第42回認証委員会終了時点)

- プロジェクト登録は太陽光発電、木質バイオマス、ボイラーを中心に、クレジット認証は太陽光発電、コージェネレーション、ボイラー、木質バイオマスを中心に行われている。

登録プロジェクト内訳



認証クレジット内訳



クレジットの売買について

- クレジットは、「①相対取引」と「②入札販売」の2つの方法がある

- ① 相対取引：制度HPに売り出しクレジットを掲載 または 仲介事業者を利用
↓（掲載後6カ月以上経過しても取引が成立しない場合）
- ② 入札販売：政府保有クレジットと合わせて、入札を実施

① 相対取引

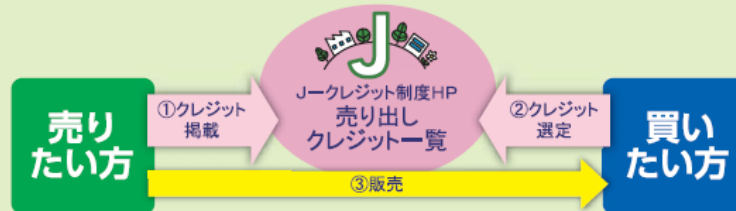
■ 仲介事業者を利用する場合



- ・ 仲介事業者*を介した相対取引（売買仲介）でクレジットの売買価格と売買量を決めます。

*Jークレジット・プロバイダー等

■ Jークレジット制度HPを利用する場合



- ・ 売りたい方と買いたい方との相対取引で、クレジットの売買価格と売買量を決めます。

② 入札販売

Jークレジット制度HP「売り出しクレジット一覧」へ掲載後、6か月以上取引が成立していない場合、希望者は入札販売の対象となります。



- ・ クレジットの売買価格と売買量は、落札によって確定します。
- ・ 販売クレジットは、政府保有クレジット分を含めて実施します。



クレジットの**落札価格**は、「Jークレジット制度HP」に掲載の入札販売のページをご参照ください。
<https://japancredit.go.jp/tender/>

(参考) 売り出しクレジット一覧

- J-クレジットHPに、売り手が希望したクレジット情報を掲載している。
(URL : <https://japancredit.go.jp/sale/>)
- 実施場所・地域・プロジェクト種別・クレジット量等に基づく検索、クレジット量に基づくソートが可能
- 販売価格は非公開 (クレジット保有者と買いたい事業者の相対取引の中で決定)

売り出しクレジット一覧

クレジットの売却または購入に関わる各種ご相談(売買希望、売買希望プロジェクト、地域等)がございましたら、「売買のご相談」ボタンよりお電話にて事務局にご相談ください。

売買のご相談

認証済みのクレジット

認証予定のクレジット

実施地域	都道府県から選択 選択してください	全国/地域から選択 選択してください
実施場所	選択してください	
クレジット種別	☒ J-クレジット ☒ 国内クレジット ☐ MJ-VER	
プロジェクト種別	選択してください	
クレジット保有者名	クレジット保有者名	
排出削減・吸収量(1-CO2/年)	例)1000 t-CO2 ~ 例)1000 t-CO2	
フリーワード検索	フリーワード ※プロジェクト名称、実施地域、実施場所、プロジェクト種別、クレジット保有者、排出削減・吸収量を検索します。	

上記条件で検索する

リセット

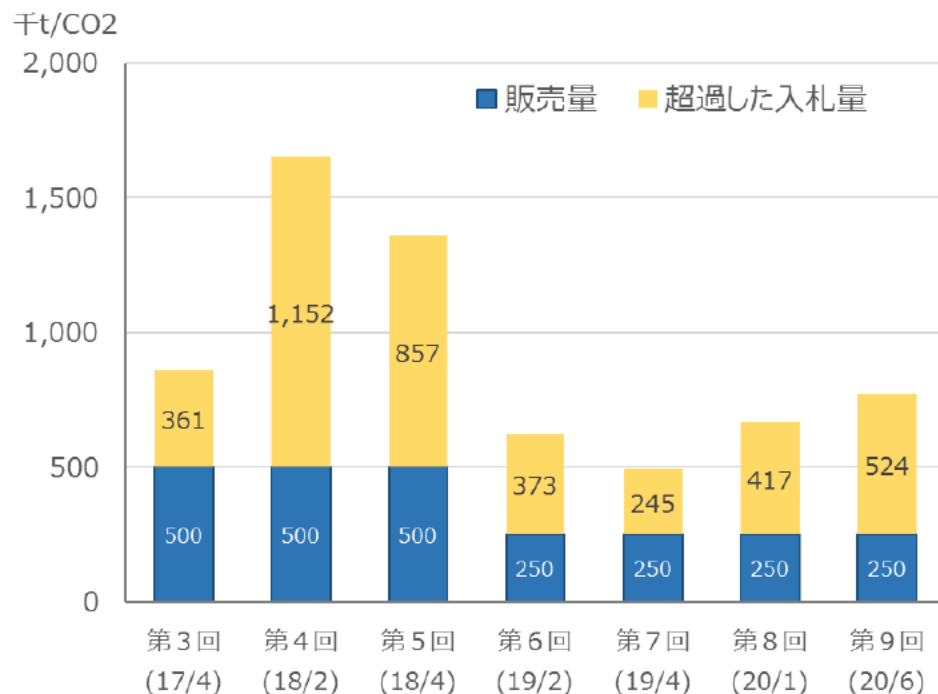
検索結果

種別名	プロジェクト番号	プロジェクト保有者・法人番号	実施地域	実施場所	プロジェクト種別	クレジット種別	クレジット量(1-CO2)	クレジット量(2-CO2)	クレジット保有者
J-クレジット	20	中興建設 8000010016826	北海道	森村	森林再生・林業振興	森林再生	-	-	中興建設 0153-75-3011 お問い合わせてください
J-クレジット	27	東北建設株式会社 7270916000263	宮城県	森村	森林再生・林業振興	森林再生	-	-	東北建設株式会社 0226-46-3019 お問い合わせてください
J-クレジット	27	リベリス株式会社 901000100000000	北海道	森村	森林再生・林業振興	森林再生	-	-	リベリス株式会社 05-2242-1849 お問い合わせてください
J-クレジット	28	大樹町 00000100004322	宮城県	森村	森林再生・林業振興	森林再生	-	-	大樹町 0284-22-4321 お問い合わせてください
J-クレジット	30	森田町 0000010020000	宮城県	森村	森林再生・林業振興	森林再生	-	-	森田町 0284-22-4321 お問い合わせてください

入札販売の動向

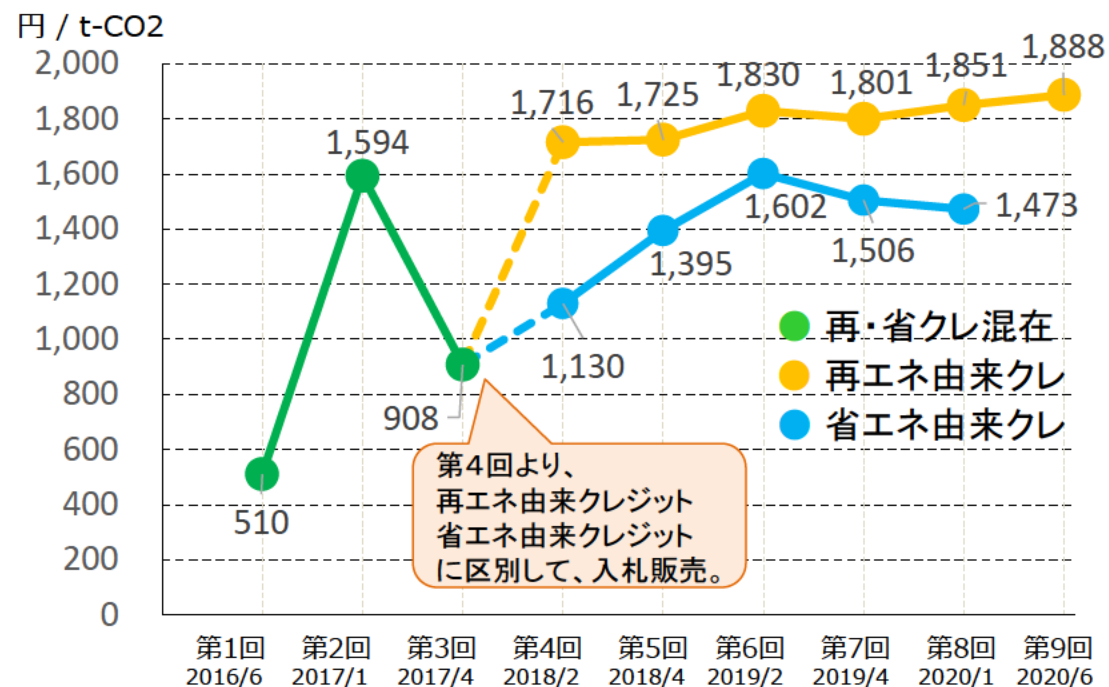
- 2020年6月実施の第9回J-クレジット入札販売では、25万t-CO₂の販売量に対し、約77万t-CO₂の入札。第3回から落札加重平均販売価格は上昇傾向。
- J-クレジット入札販売の推移から、クレジットの需要が高まっている。

販売量及び超過入札量の推移



※第1回、第2回の入札量については公表していない。

平均販売価格の推移



※入札の詳細について、制度事務局HPをご覧ください。

- クレジットの“創出”と“活用”の双方を活性化することで、創出者と活用者の間に資金循環を促し、低炭素投資を促進していくことが重要。
- 国内法や国際イニシアチブへの対応のためのクレジット利用や、温対計画の「国民運動の展開」におけるカーボン・オフセットなど活用方法は様々あり、活用の幅も年々広がっている。

企業のESG投資対応 (国際イニシアチブ参加企業)

事業者が主体的に
J-クレジット活用を実施していく



環境価値活用 of 環境整備



民間の自主的対応 カーボン・オフセットは、 温対計画の「国民運動の展開」



J-クレジットの種別による活用方法の制限

- 活用方法によっては、使用できるクレジットの種類が限られており、注意が必要。

＜クレジット種別での活用可否＞

	J-クレジットの種別			
	再エネ電力	再エネ熱	省エネ	森林吸収
温対法での報告 (排出量・排出係数調整)	○	○	○	○
省エネ法での報告 (共同省エネルギー事業に限る)	×	×	○	×
カーボン・オフセット	○	○	○	○
CDP・SBTでの活用	○※1	○※1	×	×
RE100達成のための報告	○※1	×	×	×
ASSET事業の目標達成	○	○	○	○
低炭素社会実行計画の目標達成	△※2	△※2	△※2	×

※1 報告可能な値はプロジェクトごと、認証回ごとに異なる。

※2 低炭素社会実行計画に参加している事業者が創出したクレジットは対象外。

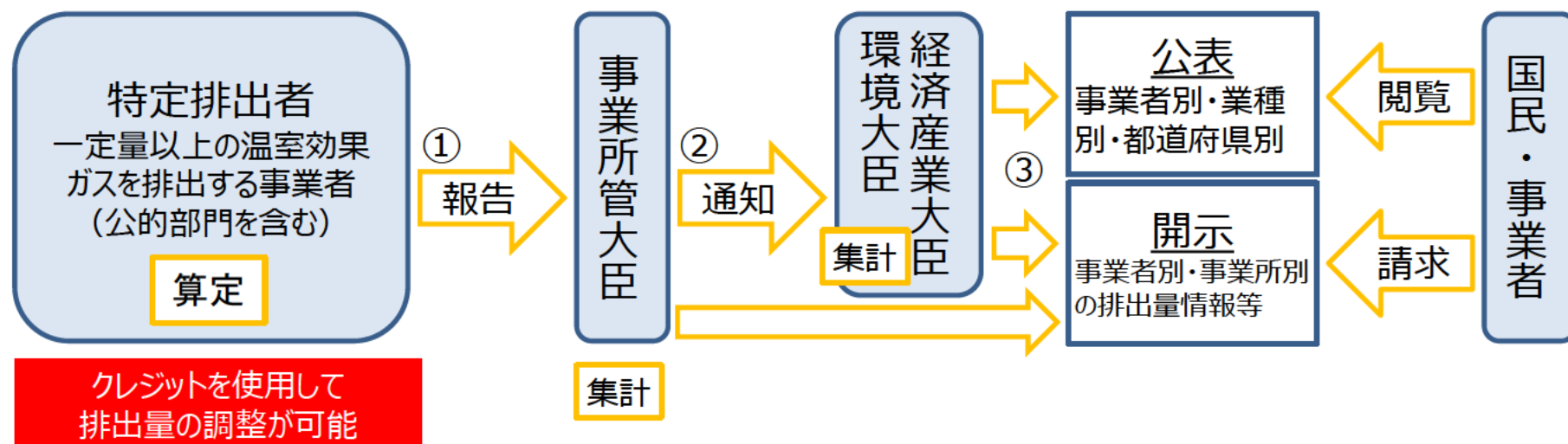
- 地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガスを多量に排出する者(特定排出者)に、自らの排出量を算定し、国に報告することを義務付け、国は報告された情報を集計し公表する制度
- この報告の中で事業者は、クレジットを活用し「調整後排出量」として報告することができる。

<制度のねらい>

- ・ 排出者自らが排出量を算定することによる自主的取組のための基盤の確立
- ・ 情報の公表・可視化による国民・事業者全般の自主的取組の促進・気運の醸成

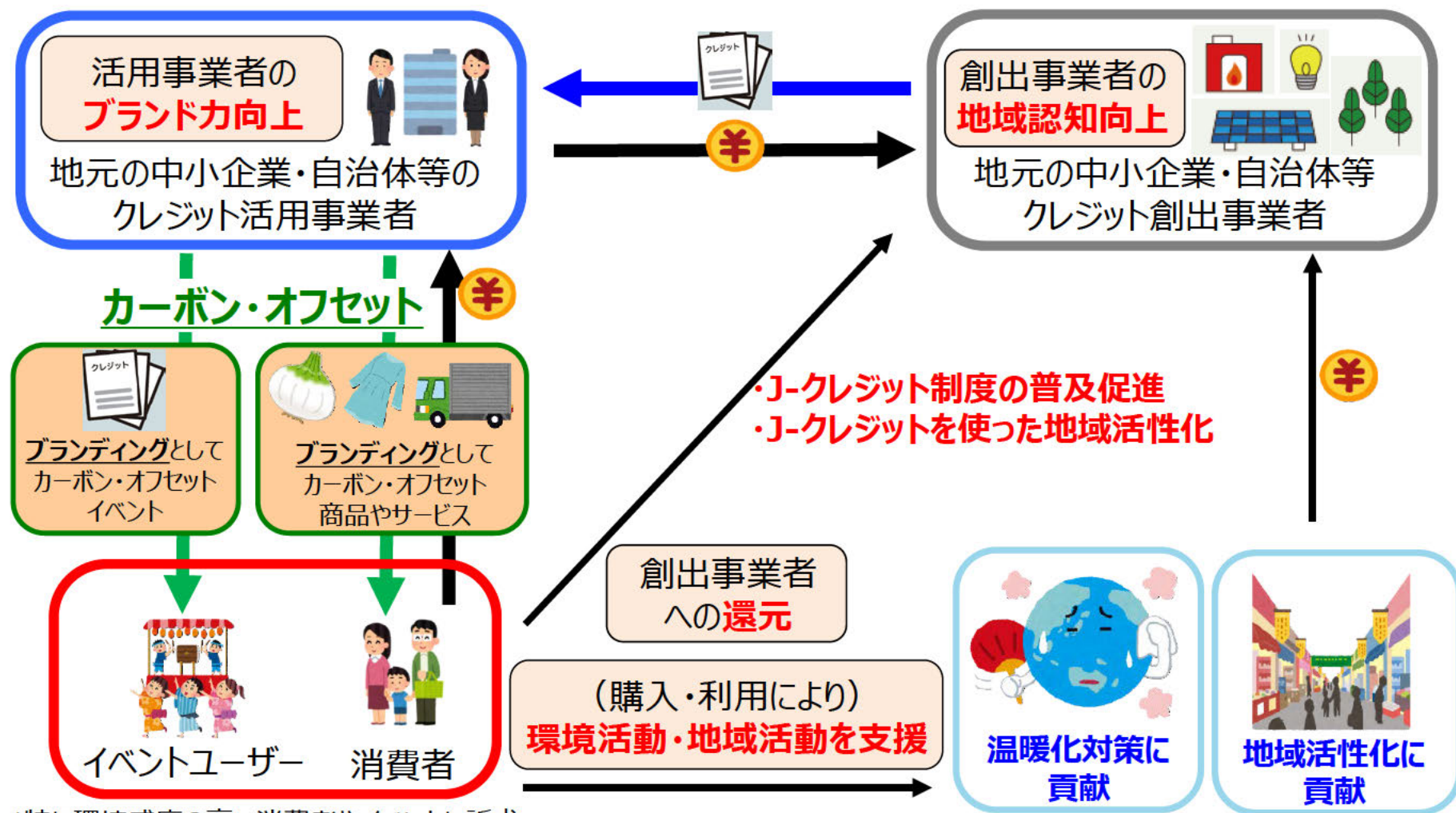
<制度の流れ>

- ① 特定排出者は、前年度の排出量を自ら算定し、事業所管大臣に報告
- ② 事業所管大臣は報告された情報を集計し、環境大臣・経済産業大臣へ通知
- ③ 通知された情報は環境大臣・経済産業大臣によって集計され、公表・開示



カーボン・オフセット 地域循環モデル

- クレジット創出者→クレジット活用者→消費者・イベントユーザー→温暖化対策貢献・地域経済活動の貢献→さらなる低炭素投資促進(クレジット創出者)となる地元密着型循環モデル



*特に環境感度の高い消費者やイベントに訴求

めぐる ましろ

■ 環と真白（玉ねぎ）のカーボン・オフセット

きたみらい農業協同組合、北見市玉葱振興会特別栽培部会
北見市こだわり野菜部会 真白栽培グループ



認証番号：CO2-0081
きたみらい農業協同組合
北見市こだわり野菜部会
真白栽培グループ

出典：カーボン・オフセットフォーラムHP

(環境省：http://offset.env.go.jp/sengen/cof/detail/sengen_806.html)

- 2014年から継続している取組。
- 減農薬・木炭土壌改良材を使用し栽培した玉ねぎの生産過程において発生するCO2をオフセット。
 - CO2の削減貢献商品としてP R
- 「北の大地のカーボン・オフセットたまねぎ」を全国へ供給
- オフセットで使用したクレジットは、「北海道津別町による町有林内における間伐推進を図りながらの森林CO2吸収促進事業」
 - クレジットの地産地消
- カーボン・オフセット認証を取得



知って

1

- 「環」と「真白」の各生産過程において使用する農作業機械の活動量見積値に、排出係数を乗じてCO2の総排出量を算定。
- 総排出量を各生産予定量で除することにより、それぞれのたまねぎの重量あたりのオフセット量を算出。

2

減らして



- 農産物の生産過程における化学肥料の散布回数を減らし、土壌への施肥により発生するCO2排出量を削減しています。
- 手作業による畑の除草や草刈りを行い、農薬や化学肥料の散布回数を減らすことにより、これらの作業のために用いる農作業機械の使用回数を最小限とすることで、農作業機械の使用に伴い発生するCO2排出量を削減しています。



オフセット

3

国際イニシアチブへの対応 ～ CDP報告への活用

- 2017年4月に再生可能エネルギー(電力)由来のJ-クレジットに、従来のt-CO2表示に加えて『MWh表示』を追加。
- この『MWh表示値』は再生可能エネルギー(電力)量として、CDP質問書の報告やRE100達成に利用することが可能。



**再エネ由来のJ-クレジットは
CDP※質問書に再エネ量として報告できます**
詳細はJ-クレジット制度事務局までお問合せください。

※CDPは、投資家向けに企業の環境情報の提供を行うことを目的とした国際的な非営利団体。
気候変動等に関する事業リスクについて、企業がどのように対応しているか、質問書形式で調査し、
評価したうえで公表するもの。



RE 100

100% renewable power

**再エネ由来のJ-クレジット（発電分）は
RE100※に再エネ電気として報告できます**
詳細はJ-クレジット制度事務局までお問合せください。

※ RE100は、事業活動で使用する電力を、
100%再エネ電力で賄うことをコミットした企業が参加する国際的なイニシアチブ。

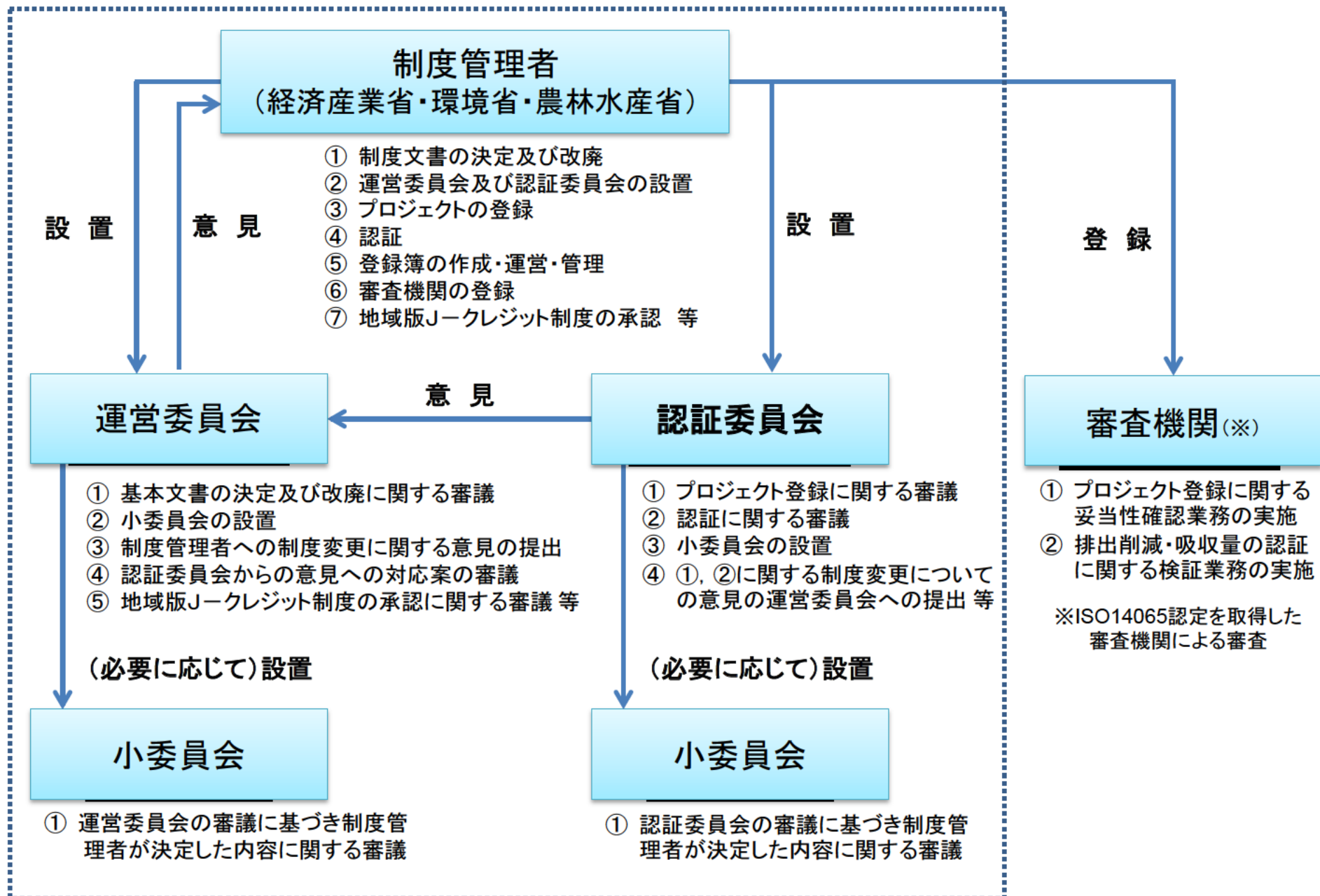


再エネ由来クレジットには「MWh表示」を追加

制度名	プロジェクト番号	プロジェクト実施者・法人番号	実施地域	実施場所	プロジェクト概要	プロジェクト種別	再エネ(電力)(MWh) ▲ ▼	再エネ(熱)(GJ) ▲ ▼	省エネ(kl) ▲ ▼	低炭素社会 実行計画 への利用	売却 可能量 最小 (t-CO2) ▲ ▼	売却 可能量 最大 (t-CO2) ▲ ▼	クレジット保有者 連絡先
J-クレジット	P11			住宅	住宅における太陽光発電設備の導入	排出削減(再エネ)	4,150	-	-	可	10	1,012	お問い合わせ
J-クレジット	P11			住宅	住宅における太陽光発電設備の導入	排出削減(再エネ)	2,969	-	-	可	10	1,644	お問い合わせ

※詳細は、制度事務局までお問い合わせください。

【参考】J-クレジット制度運営体制





●J-クレジット制度 全般に関するお問合せ●

J-クレジット制度事務局

みずほ情報総研株式会社 環境エネルギー第2部

TEL : 03-5281-7588

(制度全般) E-mail : help@jcre.jp

(登録簿関係) E-mail : registry@jcre.jp

受付時間 : 平日 (月～金) 9:30～12:00 / 13:00～17:30

HP : <https://japancredit.go.jp/>

制度の最新情報・クレジット創出支援内・クレジット創出事例・クレジット活用事例
など情報豊富です。